

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 62

処 分 名	児童手当等の額改定の認定(増額・減額)	
処 分 の 概 要	児童手当等受給者が養育している児童数が変更となった場合に、額改定認定請求(届)に基づき審査・認定を行い、改定した額の手当を支給する。	
根 拠 法 令 名	児童手当法(昭和46年法律第73号)	
条 項	第9条第1項 第9条第3項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標準処理期間	計	60日
判断基準	児童手当法施行規則第2条及び第3条の請求及び届出により、増額の場合はその児童が支給要件を満たしていることを基準とする。	
【根拠法令等】	<p>児童手当法 (児童手当の額の改定)</p> <p>第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

1. 形式的要件(児童手当法施行規則第2条、第3条)

請求者から次の書類の提出があったとき

①児童手当等額改定請求書

②児童手当の額の増額の原因となる児童が松山市外に住所を有する場合、当該児童の属する世帯全員の住民票の写し及び申立書

③父母でない者が請求者の場合、申立書

④3歳未満の児童の請求時に請求者が被用者(児童手当法第18条第1項に規定する被用者)である場合は、被保険証又は年金加入証明書

2. 実質的要件(児童手当法第9条第1項)

養育する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)が増加(減少)し、額が増額(減額)となる場合

3. 支給改定月(児童手当法第8条第3項、第9条)

請求者が児童手当等額改定認定請求書を提出した属する月の翌月から支給する。ただし、下記の場合に請求を行った場合、当該事由の発生の翌月から支給する。

①松山市外から転入した場合は、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内

②出生の場合は、出生日の翌日から15日以内

手続の流れ

